

# 令和7年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

## 目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
9月30日(火)	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長の挨拶	5
○管理者の挨拶	5
○議事日程の報告	6
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	6
○日程第3、諸報告	6
○日程について	7
○日程第4、令和6年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計剰余金の 処分及び決算認定について(議案第11号)	7
○日程第5、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関 する条例の一部を改正する条例制定の件(議案第12号)	7
○日程第6、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一 部を改正する条例制定の件(議案第13号)	7
○議長の挨拶	12
○管理者の挨拶	12
○閉会の宣告	12

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第30号

令和7年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年8月20日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 石 川 清

記

1 期 日 令和7年9月30日

2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

---

○会 期

令和7年9月30日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 (12名)

1番	福	島	恵	美	議員	2番	小	林	ひ	と	み	議員
3番	小	川	未	奈	子	議員	4番	野	沢	聖	子	議員
5番	小	川		茂	議員	6番	中	島	浩	喜	議員	
7番	太	田	忠	芳	議員	8番	田	中		栄	議員	
9番	内	野	嘉	広	議員	10番	飯	田		恵	議員	
11番	大	曾	根	英	明	議員	12番	古	内	秀	宣	議員

不応招議員 (なし)

## 令和7年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

令和7年9月30日（火曜日）

○議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

(1)令和6年度決算に基づく資金不足比率について（報告第2号）

(2)現金出納検査の結果について（監査報告第3号）

(3)議事説明者について

日程第 4 議案第11号 令和6年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

日程第 5 議案第12号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 6 議案第13号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

午前10時00分開会

出席議員（12名）

1番	福島	恵美	議員	2番	小林	ひとみ	議員
3番	小川	未奈子	議員	4番	野沢	聖子	議員
5番	小川	茂	議員	6番	中島	浩喜	議員
7番	太田	忠芳	議員	8番	田中	栄	議員
9番	内野	嘉広	議員	10番	飯田	恵	議員
11番	大曾根	英明	議員	12番	古内	秀宣	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	石川	清	副管理者	齊藤	芳久
監査委員	今平	正義	事務局長	宇津木	優明
事務局参与 兼水処夕 兼セソ 兼一長	高山	淳	事務局次長 (財務課長 事務取扱)	中田	真一
事務局参事 兼防犯担 兼査検参 兼当事	岸	俊之	事務局参事 兼画増設 兼再構築担 兼当事	沼尻	祐太
総務課長	大沢	嘉史	業務課長	岡本	義徳
建設課長	松下	昌弘	維持管理 課長	安原	仁

事務局職員出席者

書記	勝田	恭正	書記	吉瀬	みゆき
書記	松下	晃			

### ◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 野沢聖子議長 現在の出席議員12人全員であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



### ◎議長の挨拶

- 野沢聖子議長 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様、おはようございます。令和7年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申し上げますところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、早朝よりご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合発展のため誠に喜ばしい次第でございます。

また、議事説明者といたしまして、石川管理者、齊藤副管理者をはじめ関係者のご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本日は、3件の重要案件が提出されております。何とぞ慎重ご審議をいただき、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。



### ◎管理者の挨拶

- 野沢聖子議長 管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

- 石川 清管理者 おはようございます。お忙しい中ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

今年の夏も局地的な集中豪雨や記録的な大雨により、河川の氾濫や都市部における浸水被害が深刻化しております。このような異常気象下においては、市民生活の安全を守るために、下水道の役割がますます重要になってきております。不測の事態に備え、健全な維持管理に努めてまいります。

令和7年度は、あしたより下半期に入りますが、予定している事業を着実に進めていくとともに、一層の財政運営の効率化に努め、計画的な整備や市民サービスの向上に努めてまいりたいと存じます。議員皆様におかれましては、変わらざるご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日ご提案申し上げます議案は、令和6年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてのほか2件であります。いずれも本組合運営上、重要な案件でございますので、何とぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なるご結論をいただきますようお願い申し上げます。挨拶といたします。本日はよろしく願いいたします。



### ◎議事日程の報告

○野沢聖子議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。



### ◎会議録署名議員の指名

○野沢聖子議長 ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、

7番 太田忠芳 議員

8番 田中 栄 議員

を指名いたします。



### ◎会期の決定

○野沢聖子議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○野沢聖子議長 ご異議なしと認めます。

よって、令和7年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。



### ◎諸報告

○野沢聖子議長 日程第3、諸報告をいたします。

初めに、報告第2号 令和6年度決算に基づく資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、管理者から報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査報告第3号 現金出納検査の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から令和7年5月分から7月分までの報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。



### ◎日程について

○野沢聖子議長 お諮りいたします。

日程第4、議案第11号 令和6年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてから日程第6、議案第13号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件までを一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○野沢聖子議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。



### ◎議案第11号～議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○野沢聖子議長 日程第4、議案第11号 令和6年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてから日程第6、議案第13号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件までを一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○石川 清管理者 ただいま議題となっております議案第11号から議案第13号までの3件につきまして、順次提案の理由を申し上げます。

まず、議案第11号 令和6年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてであります。令和6年度の決算につきましては、収益的収支は純利益となりましたが、資本的収支による実質収支額は不足となり、その不足分については損益勘定留保資金などで補填をいたしました。

なお、剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金のうち減債積立金を自己資本金へ組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

また、この決算につきましては、去る7月18日に監査委員さんにご審査をお願いし、いずれも計数的に符合し、内容も適正に執行されたものと認められましたので、その意見書を付して、剰余金の処分のご議決と併せて議会のご認定をいただきたく、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、本案を提出した次第であります。

次に、議案第12号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。国における仕事と生活の両立支援の拡充のために講ずる措置を踏まえ、妊娠、出産等について申出をした職員等に対する意向確認等の措置を定めるための所要の改正をしたいので、本案を提出した次第であります。

次に、議案第13号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。国における仕事と生活の両立支援の拡充のために講ずる措置を踏まえ、部分休業の取得要件を緩和する等、所要の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。

以上、提案の理由を申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決及び認定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○野沢聖子議長 これより、各案件につき、単独質疑、討論、採決を行います。

なお、質疑については、議会運営についての申合せ事項により、通告のあった者から行うことといたします。

初めに、日程第4、議案第11号 令和6年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてに対する質疑に入ります。

7番、太田忠芳議員。

○7番（太田忠芳議員） 議席番号7番、太田忠芳です。議案第11号 令和6年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてについて質疑をします。

質疑事項は1点目として、資本的収支不足分の補填について、2点目が不納欠損について、以上2点について伺います。

まず、1点目の資本的収支不足分の補填についてであります。決算書3ページにおいて、資本的収入額が資本的支出額に不足する額を補填したとの記載がありますが、その補填とはどのようなものかについてお伺いしたいと思います。

○野沢聖子議長 中田次長、答弁。

○中田真一事務局次長 お答えいたします。

地方公営企業の資本的収支につきましては、資本的支出額に対して資本的収入額が少なくなる場合が多く、その不足額をどのような資金で補填したのかについて、決算書3ページの下段に記載しております。この補填した資金につきましては、組合内部に留保された資金であり、現金支出できる性質のものであることが必要となります。令和6年度決算で補填しました資金といたしまして、まず減債積立金につきましては、前年度の令和5年度決算におきましてご議決をいただき、未処分利益剰余金を減債積立金へ積み立てたものでございます。

次に、消費税及び地方消費税資本的収支調整額につきましては、消費税申告の計算におきまして、資本的収支を単独で見た場合に還付が見込まれる分でございます。

次に、損益勘定留保資金につきましては、現金支出を伴わない減価償却費により留保された資金でございます。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

7番、太田忠芳議員。

○7番（太田忠芳議員） それでは、再質疑します。

資本的支出額に対して資本的収入額が不足するとのことですが、なぜ不足額が生じてしまうのか伺います。

○野沢聖子議長 中田次長、答弁。

○中田真一事務局次長 お答えします。

地方公営企業の仕組みといたしまして、経営活動による収益的収支と投資活動による資本的収支の二本立てで経理することとなっております。このことにより、例えば収益的支出に計上される現金支出を伴わない減価償却費の財源として収入された資金は、いわゆる留保資金となり、その留保資金を資本的支出の財源に充てて現金支出していますが、経理として資本的収支を単独としてみますと、その留保資金は資本的収入に計上されませんので、資本的支出額に対してその収入額が不足することとなります。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

7番、太田忠芳議員。

○7番（太田忠芳議員） 了解しました。再々質疑をします。

補填したことによる令和6年度末における留保資金の残高について伺います。

○野沢聖子議長 中田次長、答弁。

○中田真一事務局次長 お答えいたします。

それぞれの留保資金を優先的に補填し、最後に補填した当年度分損益勘定留保資金につきましては、令和6年度決算の減価償却費から長期前受金戻入を除いた額の9億9,451万326円が補填できる額の上限額となりますが、そのうち決算書3ページで記載のとおり、4億7,314万6,658円を補填しましたので、残りの5億2,136万3,668円が令和6年度末における留保資金の残高となり、令和7年度以降に補填できる資金となります。

なお、この資金につきましては、決算書貸借対照表の現金預金及び未収金に含まれております。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

7番、太田忠芳議員。

○7番（太田忠芳議員） 了解しました。

続きまして、2点目の不納欠損について質疑をいたします。決算書40ページの貸倒引当金の項目には、債権の不納欠損による損失を計上したため、貸倒引当金311万1,319円を取り崩したとありますが、不納欠損の内容について伺います。

○野沢聖子議長 岡本業務課長、答弁。

○岡本義徳業務課長 お答えいたします。

不納欠損の内容につきましては、全額下水道使用料の不納欠損であり、その欠損事由につきましては、住民登録がどこにもないなどの所在不明が約9割であり、その他の事由といたしましては、滞納者の死亡や会社倒産でございます。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

7番、太田忠芳議員。

○7番（太田忠芳議員） それでは、再質疑します。

事業報告書の22ページには下水道使用料の不納欠損額が前年度と比較して104万8,979円増、約1.5倍となっていますが、その要因について伺います。

○野沢聖子議長 岡本業務課長、答弁。

○岡本義徳業務課長 お答えいたします。

不納欠損額が増えた要因につきましては、令和3年から新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が順次解除され、人の移動が容易となったことから、坂戸市、鶴ヶ島市から転出する方も増加をし、追跡調査することが困難となる事例が多くなったことによるものと考えております。

以上でございます。

○7番（太田忠芳議員） 了解です。

○野沢聖子議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○野沢聖子議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○野沢聖子議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○野沢聖子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決及び認定されました。

次に、日程第5、議案第12号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○野沢聖子議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○野沢聖子議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○野沢聖子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第13号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

7番、太田忠芳議員。

○7番（太田忠芳議員） 議案第13号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改

正する条例制定の件について質疑します。

質疑事項は、育児休業を取得しやすい環境づくりについてであります。育児休業の取得を促す環境整備について、職員の理解や協力が必要不可欠だと思いますが、どのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○野沢聖子議長 大沢総務課長、答弁。

○大沢嘉史総務課長 お答えいたします。

今回の条例改正につきましては、育児休業の取得に際し、現行の1日につき2時間を超えない範囲に加え、1年につき10日を超えない範囲内を新たに設け、本人の希望に合わせ、いずれかの育児休業を選択することが可能となり、仕事と育児の両立を支援しようとするものでございます。

しかしながら、職員が安心して育児休業を取得しやすくするためには、職員の理解や協力があつて初めて成り立つものでありますので、職場における仕事と育児の両立支援制度の趣旨を広く周知いたしまして、利用しやすい環境づくりを進めながら、柔軟な働き方を実現できるよう本組合全体として環境整備に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

7番、太田忠芳議員。

○7番（太田忠芳議員） 再質疑をします。

育児休業を取得できる対象職員数について伺います。

○野沢聖子議長 大沢総務課長、答弁。

○大沢嘉史総務課長 お答えいたします。

本組合職員のうち、育児休業の対象となります小学校就学前までの子を養育しております職員数につきましては、現在のところ3名となっております。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

7番、太田忠芳議員。

○7番（太田忠芳議員） 再々質疑します。

育児休業を取得した職員の実績について伺います。

○野沢聖子議長 大沢総務課長、答弁。

○大沢嘉史総務課長 お答えいたします。

本組合には、育児休業の対象となる子を養育する職員数が少ないことから、今まで育児休業を取得した職員の実績はございません。今後は育児休業制度が拡充されますので、職場における理解や協力を得やすい環境づくりをさらに進め、職員が安心して育児休業を取得しやすくなるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○野沢聖子議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○野沢聖子議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○野沢聖子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎議長の挨拶

○野沢聖子議長 以上をもって今期定例会の議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、早朝よりご出席をいただきましてありがとうございました。また、スムーズな議事進行にご協力いただき感謝申し上げます。

今年の夏は厳しい暑さでしたが、これからの季節は朝夕の涼しさが増し過ごしやすくなってまいります。季節の変わり目は体調を崩しやすい時期かと存じますが、議員各位をはじめ皆様方におかれましては、くれぐれも健康にご留意いただき、引き続き両市並びに本組合発展のため、なお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶といたします。



### ◎管理者の挨拶

○野沢聖子議長 管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

○石川 清管理者 議員皆様方のご協力により、スムーズのうちに無事終了することができました。ありがとうございます。まだまだ不順な天候が続いておりますので、議員皆様方におかれましては、お体十分ご自愛をいただき、ますますのご活躍をご祈念いたしまして、御礼の挨拶といたします。ありがとうございました。



### ◎閉会の宣告

(午前10時25分)

○野沢聖子議長 これをもちまして、令和7年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、

閉会といたします。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年9月30日

議 長 野 沢 聖 子

署 名 議 員 太 田 忠 芳

署 名 議 員 田 中 栄